

3 / 8 (金) の行事

報道発表資料の配付日時 3月4日(月) 15時00分

発表項目 (行事名)	令和5年度胆振地域エゾシカ・ヒグマ対策連絡協議会の開催について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>1 日時 令和6年(2024年)3月8日(金) 13時15分から</p> <p>2 場所 むろらん広域センタービル 3階大会議室A・B (室蘭市海岸町1丁目4番1号)</p> <p>3 内容 胆振総合振興局管内におけるエゾシカによる農林業被害や交通事故の状況等及びヒグマ対策に係る対応について、関係行政機関・団体との情報共有を図るとともに、その対策を協議する。 (別添、設置要綱参照)</p> <p>4 協議事項 ・エゾシカ対策について ・ヒグマ対策について ・その他(情報交換等)</p>		
参考			
報道(取材)に 当たってのお願い	若干名ではございますが、会場での傍聴が可能です。		
他のクラブとの関係			
担当 (連絡先)	胆振総合振興局保健環境部環境生活課(担当者:環境生活課長 徳永 昇) 電話:0143-24-9508		

胆振地域エゾシカ・ヒグマ対策連絡協議会設置要綱

(趣 旨)

第1 胆振総合振興局管内におけるエゾシカ及びヒグマの適正な管理並びに農林業被害及び交通事故の防止等について、関係する行政機関や団体が相互に連携を図りながら、情報や認識を共有するとともに、その方策を検討・協議するため、胆振地域エゾシカ・ヒグマ対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2 協議会は、次の事項を協議する。

- (1) エゾシカ及びヒグマの適正な管理又は保護に関すること。
- (2) エゾシカ及びヒグマによる農林業被害等の防止に関すること。
- (3) エゾシカ及びヒグマによる人身事故及び交通事故等の防止に関すること。
- (4) エゾシカの有効活用に関すること。
- (5) その他必要と認める事項。

(組 織)

第3 協議会は、別表の機関及び団体をもって組織する。

- 2 会長は、北海道胆振総合振興局保健環境部くらし・子育て担当部長をもって充てる。
- 3 副会長は、北海道胆振総合振興局保健環境部環境生活課長をもって充てる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、構成機関及び団体以外の者に協議会への出席を求めることができる。

(会 議)

第4 会長は、会議を招集する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が不在のときは、その職務を代理する。

(部 会)

第5 協議事項について特に検討を行うため会長が必要と認めるときは、協議会に部会を置くことができる。

- 2 部会の組織及び協議事項等については、別に定める。

(事務局)

第6 協議会の事務局は、北海道胆振総合振興局保健環境部環境生活課に置く。

(協議会の位置付等)

第7 協議会は、北海道エゾシカ対策推進条例第19条第2項に定めのある地域協議会及び北海道ヒグマ管理計画第3章3の(1)に記載のある地域協議会として位置付ける。

- 2 協議会は、平成27年4月1日から起算して2年を経過するごとに、社会経済情勢の変化や開催実績等を勘案し、協議会の常設の必要性や効率的な開催方法の見直し等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年6月29日から施行する。

この要綱は、平成23年7月13日から施行する。

この要綱は、平成24年7月30日から施行する。

この要綱は、平成26年1月31日から施行する。

この要綱は、平成27年2月26日から施行する。

この要綱は、平成29年3月23日から施行する。

この要綱は、平成30年3月31日から施行する。

この要綱は、令和3年10月27日から施行する。

この要綱は、令和5年3月1日から施行する。

胆振地域エゾシカ・ヒグマ対策連絡協議会構成機関・団体

区 分	構成機関・団体名
市 町	室 蘭 市 苫小牧市 登 別 市 伊 達 市 豊 浦 町 壮 警 町 白 老 町 厚 真 町 洞爺湖町 安 平 町 むかわ町
国 機 関	林野庁北海道森林管理局 胆振東部森林管理署、後志森林管理署 国土交通省北海道開発局 室蘭開発建設部 環境省北海道地方環境事務所 洞爺湖管理官事務所
高速道路管理者	東日本高速道路株式会社北海道支社 室蘭管理事務所、北広島管理事務所
農業団体	とうや湖農業協同組合 伊達市農業協同組合 とまこまい広域農業協同組合 鷗川農業協同組合
林業団体	苫小牧広域森林組合 胆振西部森林組合
猟 友 会	一般社団法人 北海道猟友会 室蘭支部、苫小牧支部、伊達支部
警 察 署	北海道札幌方面 室蘭警察署、苫小牧警察署、伊達警察署
道 機 関	北海道後志総合振興局（森林室管理課） 北海道教育庁胆振教育局 北海道胆振総合振興局 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 20px;"> 地域創生部地域政策課 保健環境部環境生活課 産業振興部農務課 産業振興部林務課 森林室 室蘭建設管理部事業室地域調整課 </div>

会 長：北海道胆振総合振興局保健環境部暮らし・子育て担当部長
事務局長：北海道胆振総合振興局保健環境部環境生活課